

第二十八号様式の十一(政見放送用録音・録画証明書の様式)(第十七条の七関係)

その一

政見放送用録音・録画証明書

次のとおり政見放送用に録音又は録画したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何都道府県)

候補者届出政党名

本部の所在地

代表者 氏

名

記

録音又は録画の区分 (該当する方の番号に○をしてください。)		1 録音の場合	2 録画の場合
録音・録画業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
録音・録画の種類	録音・録画一種類の単価	複製数	複製金額
	円		円
備考			

備考

- 1 この証明書は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の証明書です。
- 2 この証明書は、録音又は録画の実績に基づいて、録音・録画業者ごとに(同一業者が録音及び録画を共にする場合には、録音の場合と録画の場合を別葉にして)かつ都道府県ごとに別々に作成し、候補者届出政党から録音・録画業者に提出してください。
- 3 この証明書には、候補者届出政党が日本放送協会又は基幹放送事業者(公職選挙法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。)に提出した政見放送用録音・録画について記載してください。
- 4 録音・録画業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 5 「録音・録画の種類」欄には、契約届出書に記載した番号と同一の番号を記載してください。
- 6 公費負担の限度額は、録音・録画一種類につき次の金額までです。
 - (1) 録音又は録画に要した金額 総務大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額
 - (2) 複製に要した金額 総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額
- 7 日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかつた録音・録画(公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかつたものを除く。)に係る金額については、都道府県に支払を請求することはできません。
- 8 録音・録画一種類が二以上の都道府県において放送された場合(公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかつた場合を含む。)には、録音又は録画に要する金額については、候補者届出政党が録音・録画一種類の契約単価を届け出た一の都道府県にのみ支払を請求することができますので、その届け出た都道府県に関する証明書にのみ記載してください。

政見放送用録音・録画証明書

次のとおり政見放送用に録音又は録画したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何都道府県)

候補者 氏 名

記

録音又は録画の区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 録音の場合	2 録画の場合
録音・録画業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		
録音・録画一種類の単価	複製数	複製金額
円		円

備考

- 1 この証明書は、参議院選挙区選出議員の選挙の場合の証明書です。
- 2 この証明書は、録音又は録画の実績に基づいて、録音・録画業者ごとに(同一業者が録音及び録画を共にする場合には、録音の場合と録画の場合を別葉にして)別々に作成し、候補者から録音・録画業者に提出してください。
- 3 この証明書には、候補者が日本放送協会又は基幹放送事業者(公職選挙法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。)に提出した政見放送用録音・録画について記載してください。
- 4 録音・録画業者が都道府県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 5 公費負担の限度額は、録音・録画一種類につき次の金額までです。
 - (1) 録音又は録画に要した金額 総務大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額
 - (2) 複製に要した金額 総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額
- 6 日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかつた録音・録画(公職選挙法第151条の2の規定により放送されなかつたものを除く。)に係る金額については、都道府県に支払を請求することはできません。